

第5次山梨県廃棄物総合計画の概要(素案)

第1章 基本的事項

(1) 策定の趣旨

・廃棄物の発生を抑制し、資源として循環的に利用するとともに、適正な処理を推進すること、さらに非常災害時における処理体制の整備を促進することなど、廃棄物対策を総合的かつ計画的に進めるため、令和3年3月に策定した「第4次山梨県廃棄物総合計画（令和3年度～令和7年度）」に引き続き、国の基本方針等を踏まえた上で、「第5次山梨県廃棄物総合計画」を策定するものである。

(2) 計画の位置付け及び計画期間

・廃棄物処理法第5条の5に基づく「廃棄物処理計画」・山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく「廃棄物総合計画」

・計画期間：5年間（令和8年度～令和12年度）

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1. 一般廃棄物

(1) 総排出量

排出量は徐々に減少しているものの、本県の一人一日当たりの排出量は全国平均を上回り、減少率も低い状況にある。

目標の達成は困難であり、県民の意識を一層高めるための取り組みを進める必要がある。

(2) 再生利用率

家庭系ごみの分別が徹底されていないことや、集団回収の減少などにより、再生利用率は伸び悩んでいる。特に直近3年間は低下しており、目標値との差が拡大しているため、分別の徹底と再資源化の体制強化を図る必要がある。

(3) 最終処分量

最終処分量の減少は鈍化しており、目標達成は困難な状況である。ごみ処理施設の広域化の推進と併せて、取り組む必要がある。

一般廃棄物の状況	H30実績	R5実績	R7目標
総排出量(千t)	299	274	266
再生利用率(%)	17.0	15.6	25
最終処分量(千t)	20	19	16

2. 産業廃棄物

(1) 総排出量

主に鉱業と農業での減少により、目標を上回るペースで推移している。経済状況などの社会情勢の影響を受けるものの、引き続き発生抑制に向けて取り組む必要がある。

(2) 再生利用率

建設リサイクル法の浸透や資源の循環的利用に対する意識の高まりにより、目標を上回るペースで推移している。再生利用率の更なる向上に向けて取り組みを継続する必要がある。

(3) 最終処分量

再生利用率が出来ないがれき類の処分量の増加により、目標の達成は困難な状況である。アスベストなどを含む再生利用率が困難な廃棄物は最終処分による適正処理を進めつつ、引き続き処分量の抑制に取り組むことが必要である。

3. 不法投棄対策

依然として不法投棄は後を絶たない状況にあることから、警察や市町村などの関係機関と連携し、監視やパトロールを強化して早期発見・早期対応に努めるとともに、啓発活動の強化を図る必要がある。

4. 社会情勢の変化への対応

◆食品ロス削減推進法の改定に伴い、2030年度までに家庭系食品ロス量を半減、事業系食品ロス量を60%削減する（2000年度比）。

◆国のプラスチック資源循環促進法に基づき、製品設計から排出・再資源化までの各段階で3Rを総合的に推進し、持続可能な資源循環の仕組みを構築する。

○ 災害時の廃棄物対策

災害時に避難所などで生活環境を守り、被災からの早期復旧・復興を進めるためには、災害時においても廃棄物を適切かつ迅速に処理できる体制を、平時から整備しておく必要がある。

第3章 計画の基本方針

「物を大切にする文化」の継承と発展を基盤とし、3Rの取り組みを一層強化するとともに、再生可能資源への転換を意味する「Renewable」を推進します。

これにより、ライフサイクル全体での資源の有効活用と環境負荷の低減を図り、持続可能な循環型社会の形成を進めます。

第5章 各主体の役割 ～県民・事業者・行政が相互に連携し各種対策に取り組みます。～

県民

循環型社会の担い手であることを自覚し「物を大切にする文化」を基盤に環境負荷を抑えた持続可能な暮らしへの転換が求められます。

事業者

商品の開発・生産・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための取り組みに努めるとともに、法令を遵守した適正処理が求められます。

市町村

住民や事業者の行動変容を促す普及啓発等を通じて一般廃棄物の発生抑制や循環的利用を促進するとともに、非常災害時の処理体制を整備します。

県

県民意識の醸成、一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の適正処理を推進します。

第4章 計画の目標

1. 一般廃棄物

これまでの取り組みを継続するとともに、発生抑制と再生利用を一体的に推進し、県民一人ひとりの3R意識をさらに高め、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を推進する。目標値は、国が示した数値を参考としつつ、本県の特性や課題などの現状を踏まえて設定する。

✓ 食品ロス削減やプラスチック代替素材の利用促進等の新たな方向性を踏まえ、家庭ごみで大きな比重を占める生ごみとプラスチックごみを重点的に削減する。

✓ 全国的に再生利用率の伸びが鈍化する中、集団回収等の活動低下など資源物回収に伴う環境変化に対応した取り組みや、ごみ処理広域化計画の着実な推進により再生利用率を向上させる。



令和5年に対し、△5.5%削減
(国の目標(△5.1%)と同等の水準に設定)

令和5年に対し、現状維持
(国の目標(22.1%)は現実的ではなく、まずは現状維持を基本とし、15.6%(16%)を目標値として設定)

2. 産業廃棄物

排出抑制等に関する普及啓発を行うとともに、引き続き優良な排出事業者・処理業者を育成・支援する。目標値は、将来推計を踏まえつつ、本県の特性や課題などの現状を踏まえて設定する。



令和5年に対し、+1.6%以内に抑制
(将来推計の伸び率(+3.2%)を半減する水準に設定)

令和5年に対し、+1ポイント
(将来推計値(57%)に沿って設定)

令和5年に対し、+4%以内に抑制
(将来推計の伸び率(+8%)を半減する水準に設定)

第5次山梨県廃棄物総合計画の概要(素案)

第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み

○一般廃棄物

循環型社会の形成に向け、県民への普及啓発等を通じて発生抑制・再生利用を促進するとともに、3Rやプラスチック資源循環の推進など、持続可能な一般廃棄物処理に取り組む市町村を支援します。また、県の災害廃棄物処理計画を適宜見直し、あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できる廃棄物処理体制を整備します。

第7章 廃棄物の発生抑制のための県施策

対象	目的	施策項目	頁
○一般廃棄物	(1) 発生抑制の推進	①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援 a 一人ひとりのエコライフ推進 b 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（環境保全課題対策事業費補助金） d プラスチックスマート推進事業 e 食品ロス削減の推進及び強化事業	49
		②環境教育・環境学習の推進 a 環境学習指導者の派遣（やまなしえコティーチャー） b エネルギー教育の推進	50
		③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援 a 事業系一般廃棄物の減量化的推進 b 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援 c 中小企業支援基盤整備事業（専門家派遣事業） d 環境対策技術研究開発の支援	51
		④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 a 一人ひとりのエコライフ（再掲） b 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進 c 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進	52
	(2) 循環的利用の推進	①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進 a 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの一括回収及びリサイクルの推進 b 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進 c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（環境保全課題対策事業費補助金）（再掲） d 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援（再掲） e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援（再掲） f 環境に配慮した農業の推進 g 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進 h 使用済自動車の適正化・再資源化の推進 i プラスチックスマート推進事業（再掲） j 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進（再掲）	53
		②環境教育・環境学習の推進 a 環境学習指導者の派遣（やまなしえコティーチャー）（再掲） b エネルギー教育の推進（再掲） c プラスチックスマート推進事業（再掲）	55
		③循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 a 一人ひとりのエコライフ（再掲） b 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進（再掲）	55
	(3) 適正処理の推進	①一般廃棄物（ごみ）の適正処理の取り組み支援 a 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援（再掲） b 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言 c 一般廃棄物処理計画の見直しの促進 d 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進（再掲） e 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進（再掲） f 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援（再掲） g 廃棄物処理施設の設備に関する事前協議の実施 h 山梨県商工業振興資金（環境対策融資）	56
		②一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥）の適正処理の推進 a 生活排水対策の推進 b 浄化槽対策の促進 c 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言（再掲）	57
		③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営 a 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援	58
	(4) 災害廃棄物対策	①灾害廃棄物の適正かつ円滑な処理 a 山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応力の充実・強化 b 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言 c 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携 d 大規模災害時の連絡・調整等 e 「災害時の石綿対策」の体制整備 f 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進（再掲）	58

○産業廃棄物

排出事業者や廃棄物処理業者に対し、発生抑制等の取り組みや適正処理を促すため、普及啓発や指導を行うとともに、優良な事業者を支援しています。

○不法投棄防止対策

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進とともに、近隣都県などと連携した取り組みを実施していきます。

対象	目的	施策項目	頁
○産業廃棄物	(1) 発生抑制の推進	①事業者による発生抑制の取り組みの促進 a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進 b 中小企業支援基盤整備事業（専門家派遣事業）（再掲） c 環境対策技術研究開発の支援（再掲） d 建設副産物の有効利用の促進 e プラスチックスマート推進事業（再掲） f 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進（再掲） g 山梨県商工業振興資金（環境対策融資）（再掲）	60
	(2) 循環的利用の推進	①産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援 a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進（再掲） b 建設副産物の有効利用の促進（再掲） c 環境に配慮した農業の推進（再掲） d 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 e 食品製造廃棄物等の有効利用の促進（やまなしえコフィード利用推進事業） f 使用済自動車の適正化・再資源化の推進（再掲） g プラスチックスマート推進事業（再掲） h 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進（再掲） i 山梨県商工業振興資金（環境対策融資）（再掲）	61
	(3) 適正処理の推進	①産業廃棄物の適正処理の推進 a 産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進 b 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化 c 産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施 d 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施（再掲） e 優良産廃処理業者認定制度の活用 f 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用	64
	(4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン	②事業者による適正処理や施設整備の促進 a PCBボリ塩化ビニール等廃棄物の適正処理の促進 b 農業用塑ラバチック糊の適正処理の推進 c 山梨県商工業振興資金（環境対策融資）（再掲） d 太陽光発電設備の適正化等の推進 e プラスチックスマート推進事業（再掲） ③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理 a 公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理	66
	(5) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン	①産業廃棄物の適正処理の推進 a 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進	67
○不法投棄対策	(1) 不法投棄防止対策の推進	①不法投棄未然防止対策の推進 a 不法投棄監視体制の構築・強化 b 不法投棄対策の広域連携 c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進 d 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化（再掲） e ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（再掲） f プラスチックスマート推進事業（再掲） g 山梨県商工業振興資金（環境対策融資）（再掲）	68
	(2) 不法投棄事業への対応	①行為者等の特定及び厳正な対応 a 産業廃棄物不適正処理機動調査員（産廃Gメン）の育成・設置 b 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理 c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進（再掲）	71

第8章 計画の推進

持続可能な循環型社会の実現のため、県民・事業者・行政が協働し、資源循環を地域づくりと一体的に進める体制を構築します。また、既存ネットワークを活用した連携をさらに広げ、NPO等の民間団体とも協働して実効性のある取り組みを展開します。

情報発信においては、県ホームページに加え、県民がより身近にアクセス出来るよう、SNS等を活用したわかりやすい発信を推進します。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき点検・評価を実施し、結果を公表して透明性を確保するとともに、次期計画に反映します。行政だけでなく、県民一人ひとりが主体となり、「自分ごと」として捉え、行動変容を進めることを目指します。